

2020年4月27日

宮城県知事 村井 嘉浩 様
宮城県教育長 伊東 昭代 様

新型コロナウイルス対策に関わる緊急要望書（第5回）

日本共産党宮城県委員会
新型コロナウイルス対策本部
責任者 ふなやま 由美
日本共産党宮城県会議員団
団 長 三浦 一敏

新型コロナウイルス感染防止対策に向け、奮闘されている皆様に心から敬意を表します。

さて、政府は4月16日に「緊急事態宣言」を全国に拡大しました。これを受けて村井知事は不要不急の外出自粛と併せて学校休業も5月6日まで延長することを決め全県に要請しました。今後も引き続き休業か再開かの判断は予断を許しません。感染症終息の見通しが立たない今、子ども達を感染症から守る事はもちろん、「子どもが子どもとして生きる権利」を保障する為に、学校休業とセットで学校の社会的機能を可能な限り持続させる代替と補償の手立てを取ることが重要と考え緊急要望を提出します。

1. 子どもの学習、遊び、運動、友だちとのつながり、心配な子どもの安全確認及び心のケアなどのため、ローテーション（分散）登校、オンライン授業環境等の整備、家庭訪問などの体制をとること
2. 子どもや教職員に感染を疑う症状が出た場合の隔離室（保健室とは別）の確保やマスク・消毒液・非接触型体温計等の確保で感染予防策に取り組むこと
3. 休業する保護者への国の補償制度は、全国で申請数1500件、支給決定数12件（4/5日現在）とほとんど機能していません。宮城県・県教委自身も制度周知に努めること。子どものために仕事を休んだ全ての保護者が10割の収入を上限なしで補償されるよう国に働きかけること。
4. 学校は学童保育と連携し、医療、介護、障害、保育従事者や家庭に困難がある子どもを受け入れること。その際、給食を提供すること。
5. 増加しているDVや虐待等から子どもを守るため、福祉部局と連携し、心配される子ども一人ひとりへの具体的な救済の手立てを講じること
6. 学校を再開する時には、県立学校の管理規則第5条にとらわれず柔軟な対応を行い、夏休みの大幅短縮や一日7時間授業などのような授業時間数だけを確保する方向に進まないよう留意すること
7. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で進学や就職に困難を抱えている卒業生へのフォローを各学校でできるように、相談員などの人的配置も含めて県・県教委が対応すること
8. 感染防止における情報とスキルは、教職員間のもとより、子ども・保護者とも共有し、感染拡大の克服のための各自の行動変容と健康な生活を維持する流れをつくること
9. 以上の点において、宮城県教委としても学校設置者の判断が十分に尊重されるよう努めること